

社会福祉法人益子町社会福祉協議会会長の報酬に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、益子町社会福祉協議会の会長の報酬に関して、必要な事項を定めることを目的とする。

(報 酬)

第2条 会長の報酬は、月額15,000円とする。ただし、公務員の身分を有する者には支給しない。

(支給の方法)

第3条 報酬は、毎年度末にこれを支給する。ただし、会長が必要と認める場合は、年2回以上に分けて支給することができる。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。